

西遠浄化センター 多目的広場利用許可申請書兼許可書

1. 利用目的

2. 利用日時 年 月 日 (曜日)

時 分 ~ 時 分まで

3. 利用団体名

4. 利用人数人

5. 利用区域 西側区域・中央区域・・・**いずれか一方のみ**

(※区域については別紙参照のこと、尚、東側区域は常時開放のため利用申請不可)

西遠浄化センター水処理棟上部利用施設管理要綱第4条により、当施設の利用許可を受けたいので上記のとおり申請します。

なお、利用に際し利用者の遵守事項を守り、利用後は直ちに原状に復することはもちろん、上部利用施設等を破損した場合は、必ず補修又は弁償いたします。

年 月 日

西遠浄化センター施設管理者 あて

申請者住所 〒

(責任者)氏名

電話番号 (緊急時連絡先)

許可番号 第 号
年 月 日

上記について、下記条件を付して許可します。

浜松ウォーターシンフォニー(株)
最高執行責任者 中村 匡志 印

《条件》

- (1) 上部利用施設の利用を開始しようとする時は、係員に許可申請書を提示するとともに、その指示を受けること。
- (2) 利用者は、許可申請書の目的以外の利用はしないこと。また、利用日時に変更が生じた場合は速やかに施設管理者あてに連絡すること。
- (3) 目的外利用又は別紙遵守事項に反した場合は、その許可を取り消すことが出来る。
- (4) 占有範囲は最小限とし、他の一般利用者の利用に配慮すること。
- (5) 駐車場は台数に限りがあるため、可能な限り乗り合わせで来場すること。

西遠浄化センター多目的広場 利用者の遵守事項

- (1) 利用時間を厳守すること
- (2) たき火、花火等の火気を利用しないこと
- (3) ゴミ、空き缶、犬のフン等はもちかえること
- (4) 酒盛り等で大騒ぎして、他の利用者に迷惑をかけること
- (5) 多目的広場および駐車場以外の場所に許可なく立ち入らないこと
- (6) 事前の許可なく、杭・アンカー等の打ち込みを行わないこと
- (7) 多目的広場の施設を破損する恐れのある競技等を行わないこと
(例) 野球、サッカー（ポイント付シューズ使用）等
- (8) 他人に迷惑がかかる危険な行為を行わないこと
(例) ゴルフ、スケートボード、リードなしのペットの放し飼い運動等
- (9) 自動車、自転車等は専用駐車場（処理場北側）を利用すること
- (10) 利用者の過失により、多目的広場の施設などを破損した場合は、
利用者の負担になりますので、十分注意して利用すること
- (11) 利用日の前日または当日が雨天の場合は使用を中止すること

○年末・年始休場日・・・12月29日～1月3日

○臨時休場日・・・気象状態や下水道施設の管理上支障がある場合

別紙

